

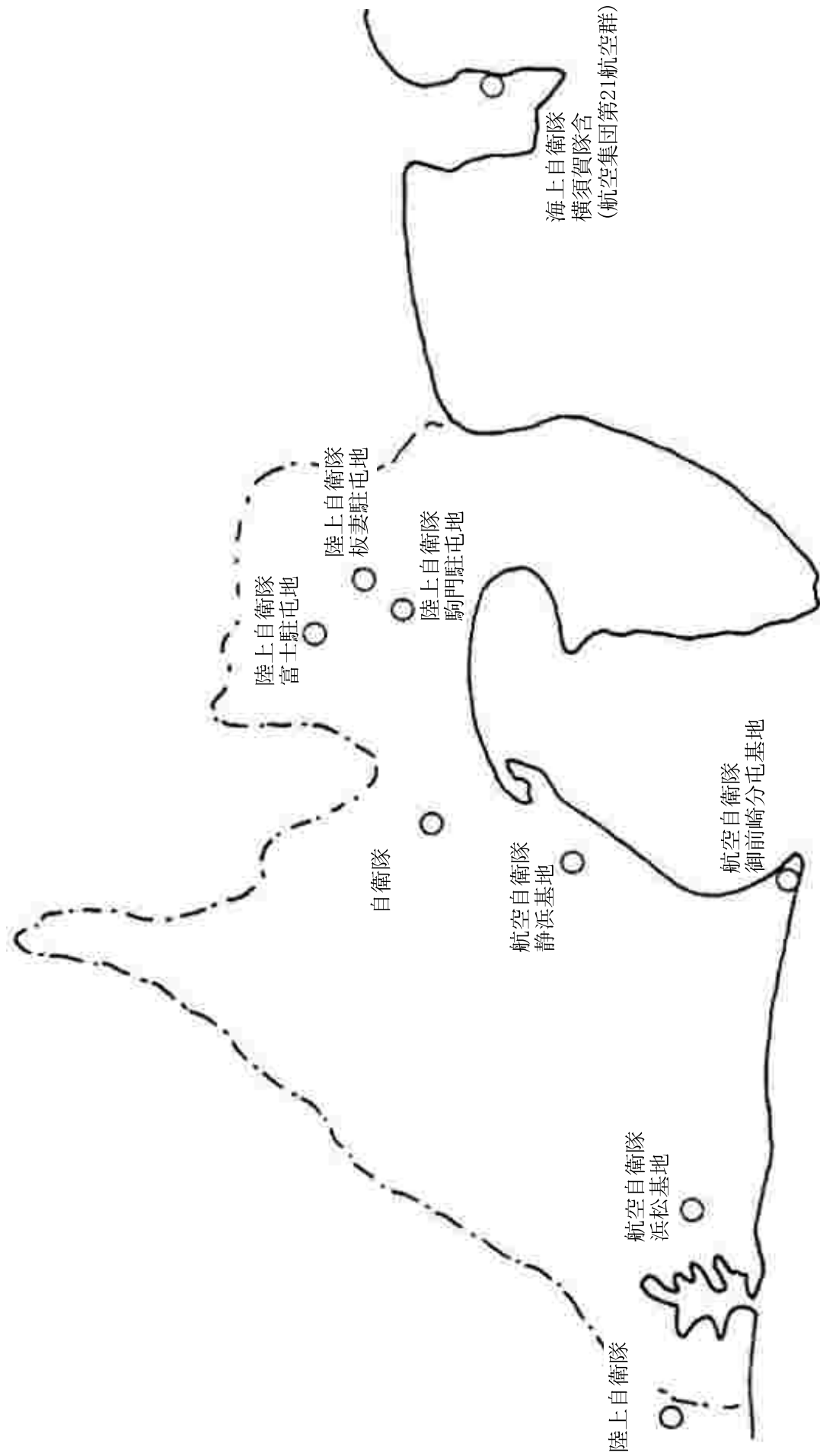
20-1 活動拠点候補地

(計34箇所)

拠点名称	所在地		管理者情報 施設管理者 (所管課)	施設面積 (単位：㎡) 合計	救助活動拠点の使用区分				
	住所	緯度・経度 (重画進入点)			警察	消防	自衛隊 自衛隊予備	ヘリポート	
浜松市小型自動車競走場 (浜松オートレース場)	浜松市中央区和合町936-19	34.739520, 137.70505	産業振興課	157,477		○			
花川運動公園	浜松市中央区西丘町724	34.773887, 137.690043	スポーツ振興課 公園管理事務所	52,105			○		
浜松市北部水泳場	浜松市中央区高丘西四丁目7-1	34.761841, 137.693101	中央区まちづくり推進課	20,682			○		
浜松市青少年の家	浜松市中央区住吉四丁目23-1	34.731863, 137.731458	こども若者政策課	10,844			○		
浜松武道館	浜松市中央区西浅田二丁目3-1	34.695920, 137.725315	中央区まちづくり推進課	5,903			○		
和地山公園	浜松市中央区和地山三丁目10番1号	34.72942, 137.71927	公園管理事務所	87,471				拠点 (小)	
天竜川緑地(北側)	浜松市中央区白鳥町1347番地先	34.732933, 137.80376	公園管理事務所	150,000			○	拠点 (大)	
安間川公園自由広場	浜松市中央区安新町181-2	34.730299, 137.786672	公園管理事務所	50,135				○	
浜松工業高校東側周辺グラウンド群	浜松市中央区半田山三丁目51他	34.773752, 137.736583	公園管理事務所他	45,858				○	
浜松アリーナ	浜松市中央区和田町808-1	34.71863, 137.76721	スポーツ振興課	31,882			○		
雄踏総合公園(グラウンド)	浜松市中央区雄踏町宇布見9984-1	34.704320, 137.615425	公園管理事務所	169,000				○	現地(大)
航空自衛隊浜松基地	浜松市中央区西山町無番地	34.740215, 137.698617	防衛省	161,426				○	
はままつらパーク (駐車場)	浜松市中央区錦山寺町195	34.761110, 137.6341	緑政課	25,419			○		現地(小)
浜松市農村環境改善センター	浜松市中央区伊左地町1320-1	34.748744, 137.674455	農地整備課	9,400			○		
天竜川緑地(南側)	浜松市中央区鶴見町2940-1先	34.710428, 137.79567	公園管理事務所	160,000				○	拠点 (大)
可美公園総合センター (サッカー場)	浜松市中央区増楽町920-2	34.686080, 137.69889	南行政センター 公園管理事務所	79,410			○		
大塚グラウンド(航田公園)	浜松市中央区大塚町地内安間川河川敷	34.697645, 137.783717	南行政センター 公園管理事務所	28,600				○	

拠点名称	所在地		緯度・経度 (重直進入点)	管理者情報 施設管理者 (所管課)	施設面積 (単位：㎡)	救助活動拠点の使用区分				
	住所	合計				警察	消防	自衛隊	自衛隊 予備	ヘリポート
浜松市教育センター	浜松市中央区東三方町143-4	34.779412, 137.724273	教育センター	4,448	○					
細江総合グラウンド	浜松市浜名区細江町中川2736	34.808470, 137.675164	北行政センター	49,061				○		
引佐総合公園	浜松市浜名区引佐町井伊谷3858-1	34.837860, 137.67964	公園管理事務所	41,700		○				
三ヶ日運動場	浜松市浜名区三ヶ日町宇志1320-5	34.800585, 137.557951	北行政センター	28,325					○	拠点 (大)
三ヶ日B&G海洋センター	浜松市浜名区三ヶ日町都筑3116-23	34.784886, 137.573875	北行政センター	10,777	○					
都田総合公園	浜松市浜名区新都田一丁目103-4	34.81664, 137.73029	公園管理事務所	236,000					○	
みをつくし文化センター	浜松市浜名区細江町気賀369	34.806827, 137.650477	北行政センター	7,533	○					
天竜川運動公園	浜松市浜名区中瀬・永島地先	34.810446, 137.819962	浜名区まちづくり推進課	217,852		○			○	拠点 (大)
浜北平ロサッカー場	浜松市浜名区平口3071-1	34.797013, 137.759916	浜名区まちづくり推進課	54,865					○	
浜北総合体育館 (サブアリーナ・温水プール)	浜松市浜名区平口5042-133	34.797270, 137.75903	浜名区まちづくり推進課	46,716		○				
明神池運動公園浜北球場	浜松市浜名区宮口391-5	34.832949, 137.765963	浜名区まちづくり推進課	43,158				○		
静岡県警察西部運転免許センター	浜松市浜名区小松3220	34.782333, 137.768202	静岡県警察本部	36,000	○					
浜松市中瀬南部緑地会館	浜松市浜名区中瀬4486-1	34.814535, 137.819465	公園管理事務所	13,590	○					
浜松市船明(ふなぎら)ダム 運動公園	浜松市天竜区船明2649	34.899620, 137.814279	天竜区まちづくり推進課	63,332		○			○	拠点 (大)
水窪山村開港センター (水窪支所2階)	浜松市天竜区奥領家2980-1	35.165977, 137.869567	天竜区まちづくり推進課	2,946	○					
浜松市天竜武道館	浜松市天竜区二俣町二俣557-1	34.872154, 137.81382	天竜区まちづくり推進課	2,279	○					
天竜川鹿島上島緑地	浜松市天竜区二俣町鹿島地先	34.852006, 137.808295	公園管理事務所	68,893					○	

20-2 自衛隊の位置図



20-3 災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、浜松市長が日本放送協会浜松支部（以下「NHK」という。）及びSBS静岡放送浜松総局（以下「SBS」という。）に放送を行うことを求める時の手続き等を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 浜松市長は、法第56条の規定に基づく通知又は、要請について災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、著しく困難な場合においてその通信のため特別の必要ある時は、NHK及びSBSに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 浜松市長は、NHK及びSBSに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時及び送信系統
- 4 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHK及びSBSは、浜松市長から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻、及び送信系統をそのつど決定し放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、浜松市総務部広報課長、日本放送協会浜松支局放送部長及びSBS静岡放送浜松総局次長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は浜松市長、NHK及びSBSが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和53年9月7日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和53年9月7日

浜松市長
日本放送協会浜松支局長
SBS静岡放送浜松総局長

※文中「浜松市総務部広報課長」は「浜松市市長公室広聴広報課長」と読み替えるものとする。

災害時における放送要請に関する協定（２）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、浜松市長が静岡エフエム放送株式会社（以下「静岡エフエム」という。）及び浜松エフエム放送株式会社（以下「浜松エフエム」という。）に放送を行うことを求める時の手続き等を定めるものとする。

（放送要請）

第2条 浜松市長は、法第56条の規定に基づく通知又は、要請について災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、著しく困難な場合においてその通信のため特別の必要ある時は、静岡エフエム及び浜松エフエムに対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第3条 浜松市長は、静岡エフエム及び浜松エフエムに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時及び送信系統
- 4 その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 静岡エフエム及び浜松エフエムは、浜松市長から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、浜松市広報課長、静岡エフエム編成制作部長及び浜松エフエム放送局長を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定実施に関し、必要な事項は浜松市長、静岡エフエム及び浜松エフエムが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成7年7月20日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成7年3月31日

平成7年7月20日

浜松市長

静岡エフエム放送株式会社代表取締役社長

浜松エフエム放送株式会社代表取締役社長

※文中「浜松市広報課長」は「浜松市広聴広報課長」と読み替えるものとする。

20-4 災害時等における県有施設の使用に関する要領

(県危機情報室)

昭和51年3月1日

改正 平成6年3月10日

改正 平成19年7月18日

改正 平成21年4月1日

改正 令和2年4月1日

1 目的

市町が災害対策基本法第2条の1で定義する災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。）に対応するため、県有施設（行政財産に限る。以下「施設」という。）を「3 定義」で定める避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることにより、市町と県との緊密な連携を図り、住民の避難対策に万全を期することを目的とする。

2 手続

市町長及び施設の管理者（静岡県財産規則第2条の2に定める財産事務取扱者をいう。以下「施設管理者」という。）は、災害の態様による施設の使用の可否等を事前に十分協議し、覚書（別紙案）を締結するものとする。

特に、勤務時間外等における連絡先、連絡方法等を明確にしておくこと。

3 定義

(1) 避難所等

災害時における住民、帰宅困難者等の保護のために、次の用途として使用する施設または場所

ア 指定緊急避難場所

人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるもので、災害対策基本法施行令第20条の3の基準を満たす施設であり、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所。

イ 指定避難所

被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであり、災害対策基本法施行令第20条の6の基準を満たすものであり、被災者を一時的に滞在させるための施設。

ウ 準避難所

被災者を一時的に滞在させるための施設は、指定避難所を基本とするが、災害の規模や施設の破損状況等により、指定避難所だけでは受け入れが困難な場合等を想定した場合の補完施設。

(2) 避難所利用者

自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民及び帰宅困難者等。

4 期間

使用期間は、災害救助法の基準により7日以内を基本とする。ただし、必要により市

町長及び施設管理者が協議の上、延長できるものとする。

5 原状変更制限

市町長は、当該施設の原状を変更しようとするときは、事前に書面（緊急を要する場合は、事前に電話等での連絡も可とする）をもって施設管理者の承認を受けなければならない。

6 原状回復義務

市町長は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該施設を原状に回復して返還しなければならない。

7 使用料の免除

当該施設の使用料は、行政財産の使用料条例（昭和 39 年静岡県条例第 20 号）第 4 条に基づき、免除する。

8 費用の負担

付帯設備の使用に要した経費は、原則として市町長が負担するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りではない。

9 運 営

市町長は、当該施設の職員及び避難所利用者と連携して、運営に当たる。特に、帰宅困難者の受け入れが想定され、自主防災組織が運営に関与しない施設においては、当該市町の職員を適切に配置する等、円滑な運営に配慮するものとする。

10 平時の連携

市町長は、役割分担の確認やマニュアルの整備、開設訓練等、円滑な受入の推進のため、年に 1 回以上、避難所所管課職員及び避難所派遣予定職員、施設管理者等が参加する会議や訓練等を主催するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資の備蓄に努めるものとする。

施設の管理者等は、円滑な受入を推進する会議等に積極的に参加するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資を備蓄するための空間の提供に努めるものとする。

11 報 告

市町長は、施設管理者と覚書を締結したとき、若しくは覚書を廃棄したときは、静岡県危機管理部及び当該施設県所管課に対し、直ちにその旨を報告するものとする。

12 関係者への周知

市町長及び施設管理者は、当該市町の避難所派遣予定職員及び当該施設の職員等に対し、覚書の趣旨の周知に努めるものとする。

13 覚書の有効期間

覚書は、当該施設の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、市町長及び施設管理者が協議し、当該施設が避難所等として不適当又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

14 勤務時間外等における連絡先の確認等

市町長は、毎年度当初に、「2 手続」後段に定める連絡先等を確認するとともに、当該年度の施設の状況を把握するものとする。

15 施行期日

この要領に基づいて、令和 2 年 4 月 1 日以後、覚書を交換するものとする。

20-5 三遠南信災害時相互応援協定書

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（組織）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる8ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

- 2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。
- 3 ブロック代表都市を総括するため、総代都市を置く。
- 4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。
- 5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。
- 6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。
- 7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

（応援の要請）

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

- 2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。
- 3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書の後日、速やかに送付しなければならない。
 - (1) 被災の状況
 - (2) 物資、資機材等の応援要請の場合にあつては、必要とする物資等の品名、数量等
 - (3) 人員応援要請の場合にあつては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主的活動）

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始すること

ができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

- (1) 被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制
- (2) 被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制
(応援の内容)

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与

(3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供

- (4) 児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
(応援の経費負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第7条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

(平常時における相互協力)

第8条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

第10条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

附則

この協定は、平成17年11月4日から効力を生ずる。

附則

この協定は、平成26年11月1日から効力を生ずる。

附則

この協定は、令和2年3月31日から効力を生ずる。

(別 表)

ブロック名	代表都市	構 成 都 市
豊橋田原	豊 橋 市	豊橋市・田原市
宝 飯	豊 川 市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新 城 市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西 遠	浜 松 市	浜松市・湖西市
中 遠	磐 田 市	磐田市・袋井市・森町
東 遠	掛 川 市	掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市
飯 伊	飯 田 市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・ 平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・ 泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
上伊那	駒ヶ根市	駒ヶ根市・伊那市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・ 中川村・宮田村

豊橋田原ブロック

豊橋市長
田原市長

宝飯ブロック

豊川市長
蒲郡市長

新城設楽ブロック

新城市長
設楽町長
東栄町長

豊根村長

西遠ブロック

浜松市長

湖西市長

中遠ブロック

磐田市長

袋井市長

森町長

東遠ブロック

掛川市長

御前崎市長

菊川市長

牧之原市長

飯伊ブロック

飯田市長

松川町長

高森町長

阿南町長

阿智村長

平谷村長

根羽村長

下條村長

売木村長

天龍村長

泰阜村長

喬木村長

豊丘村長

大鹿村長

上伊那ブロック

駒ヶ根市長

伊那市長

辰野町長
箕輪町長
飯島町長
南箕輪村長
中川村長
宮田村長

20-6 21 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情

報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書18通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年10月1日

北海道札幌市中央区北1条西二丁目1番地
札幌市 札幌市長

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市 仙台市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市 さいたま市長

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市 千葉市長

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 東京都知事

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市 川崎市長

神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地
横浜市 横浜市長

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市 相模原市長

新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市 新潟市長

静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市 静岡市長

静岡県浜松市中区元城町103-2
浜松市 浜松市長

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市 名古屋市長

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市 京都市長

大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号
大阪市 大阪市長

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 堺市長

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号
神戸市 神戸市長

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市 岡山市長

広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市 広島市長

福岡県北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市 北九州市長

福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市 福岡市長

熊本県熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市 熊本市長